

条例等立案表

題名	課(室)名
徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則	学校政策課
担当者名	電話番号
糸木秀明	三一二〇
制定理由	平成二十六年度徳島県公立高等学校入学者選抜より、県外からの志願者に対する受け入れ条件を緩和することに伴い、所要の改正を行う必要がある。
あらまし	
一 平成二十六年度徳島県公立高等学校入学者選抜より、県外からの志願者に対する受け入れ条件を緩和することに伴う所要の改正を行うこととした。	
二 この規則は、平成二十五年十二月一日から施行することとした。	
予算上の措置	
関係法規	
法令審査会	
要否	
備考	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤紘子

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十一
号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中の「（以下「県外志願者」という。）」を削り、同条第二項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

(改正案)	(現行)
(県外からの志願) 第五条 他の都道府県から、高等学校の全日制課程に入学を希望する者は、県外志願特例措置願(別記様式)を県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。	(略) (県外からの志願) 第五条 他の都道府県から、高等学校の全日制課程に入学を希望する者(以下「県外志願者」という。)は、県外志願特例措置願(別記様式)を県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。
(略) (削除) 2 前項の承認を受けた県外志願者(うち、入学後すみやかにその保護者の住所を県内に定めることを予定しているものにあつては当該予定している住所に所在する学区の高等学校に、入学後その保護者の住所を県内に定めることを予定していないものにあつては当該保護者の住所に最も近接した学区の高等学校に出願するものとする)。	(略)

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の一部改正について

教育委員会学校政策課

県外からの志願について

徳島県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入条件緩和については、平成26年度徳島県公立高等学校入学者選抜より実施することとした。

具体的には、保護者とともに県内に転住することなく志願者のみが転住する場合であっても、志願者が志願先高等学校への入学を希望し、県内に住所を有する保証人を用意することができる場合は、県外志願特例措置の承認対象とするというものである。

徳島県立高等学校通学区域等に関する規則の第五条の第二項では、入学後、保護者の住所を県内に定めることを予定していない者にあっては、「保護者の住所に最も近接した学区の高等学校に出願する」こととなっている。

この規定は、四国他県の中学校からの志願者で徳島県外の自宅から通学を予定している場合に適合するものである。

今回の条件緩和により、志願者のみが県内に転住する場合でも承認の対象とすることから、保護者が四国以外の地域に居住していることも考えられ、その場合は、「保護者の住所に最も近接した学区」という表現が適合しなくなるため、第二項を削ることとする。